

# 療養期間等の見直しについて

【令和4年9月7日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡】

行財政・新型コロナウイルス感染症等  
危機管理対策特別委員会 資料4-1追加  
令和4年(2022年)9月9日  
健康医療福祉部感染症対策課

## 【有症状患者の場合】

### 1. 入院または高齢者施設に入所している者以外の者≡有症状の宿泊・自宅療養者(見直し)

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過するまで

①ケース1(発症日から8日目に療養解除となる場合)

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発症						症状 軽快	療養 最終日	解除



②ケース2(発症日から9日目以降に療養解除となる場合)

0日	1日	..	7日	..	X日	X+1日	X+2日
発症		..		..	症状 軽快	療養 最終日	解除



10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等をさけること、マスクを着用すること等自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

### 2. 入院または高齢者施設に入所している者(従来から変更なし)

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過するまで

①ケース1(発症日から11日目に療養解除となる場合)

0日	1日	2日	..	7日	8日	9日	10日	11日
発症			..	症状 軽快			療養 最終日	解除 通常生活



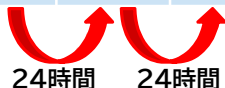
②ケース2(発症日から12日目以降に療養解除となる場合)

0日	1日	..	10日	..	X日	X+1日	X+2日	X+3日	X+4日
発症		..		..	症状 軽快			療養 最終日	解除 通常生活



なお、有症状患者1. 2.いずれの場合も、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上の間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できた場合、療養解除

0日	1日	2日	3日	..	X日	X+1日	X+2日	X+3日	
発症				..	症状 軽快	検査 陰性	検査 陰性	療養 最終日	解除 通常生活



## 【無症状患者の場合】

### 1. 5日目の検査で陰性を確認した場合には、5日間経過するまで(見直し)

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
検体採取	(陽性)				療養最終日	解除

5日目で検査キットを利用し、  
陰性を確認

7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等をさけること、マスクを着用すること等自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

### 2. 検体採取日から7日間経過するまで(従来から変更なし)

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
検体採取	(陽性)						療養最終日	解除

10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食などを避けること。マスクを着用することなどの感染対策を求めること。

## 療養中の外出自粛について

有症状の場合で症状軽快後24時間経過後 又は 無症状の場合

- 外出時や人と接する際は短時間
- 移動時は公共交通機関を使わないこと
- 外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは可能

➤ 症状が軽快していないなど外出できない方に対する食料品支援は継続